

チェサピーク湾の環境ガバナンス

1. はじめに

チェサピーク湾は、米国東海岸に面した米国最大の河口域である。海域面積は 18,130km² (瀬戸内海の 0.78 倍)、流域は 6 つの州とワシントン DC にまたがっており、流域面積 166,534km² (同 3.4 倍)、流域人口 1,660 万人 (同 0.55 倍)、平均水深 6.4m (同 0.17 倍) と極めて浅いのが特徴である。

1970 年代に水環境の悪化が問題となり、地域で様々な取組みが展開されてきた。今日、行政をはじめ、研究機関、NPO など数多くの団体が取組んでいるが、それらを連携させる仕組みとして、チェサピーク湾プログラムがある。以下、チェサピーク湾プログラムについて紹介する。

2. チェサピーク湾プログラムとは？

チェサピーク湾プログラムは 1983 年以来、チェサピーク湾の環境回復をリードしてきた広域パートナーシップである。パートナーは、メリーランド州、ペンシルバニア州、バージニア州、ワシントン DC、そして 3 州の立法機関の組織であるチェサピーク湾委員会、連邦政府の代表としての米国環境保護庁、そして市民アドバイザー・グループなどである。

各パートナーはそれぞれの資源を用いて活動を実施しているが、集团的活動はフォーマルで自主的な協定によって定められ、一般的な政策方向は合意文書によって定められている。

日々のパートナーシップ活動を展開するため、メリーランド州アナポリス市に**チェサピーク湾プログラム事務所**が設置されている。そして連邦政府、州政府、非政府団体からの常勤職員が勤務している。(現在、約 80 名：派遣元は、米国環境保護庁、米国海洋大気庁、米国国立公園局、米国魚類野生動物庁、米国農務省森林局、米国地質調査所、メリーランド州環境省、メリーランド大学、バージニア大学など)

このチェサピーク湾プログラム事務所は、連邦水質浄化法に基づき**運営委員会**(構成員：3 州の知事、ワシントン DC 市長、チェサピーク湾委員会、米国環境保護庁；議長はメリーランド州知事)を支援することとなっており、科学的な調査、モニタリングなどの事業の実施・調整を行っている。なお、運営委員会の下には、主要スタッフ委員会、実行委員会、市民諮問委員会、地方政府諮問委員会、科学技術諮問委員会といった各種委員会をはじめ、栄養塩、有害物質、モニタリング、モデリング、生物資源、土地利用、コミュニケーション・学習、情報管理といった様々な小委員会が設けられている。

3. チェサピーク湾プログラムの経過

1970 年代後半、生物資源が急速に失われていく原因を分析するため、連邦政府の予算(2,700 万ドル)で 5 年間の研究が実施され、報告書が作成された。

1983 年、最初のチェサピーク湾協定が結ばれた。共同取組みを宣言する 1 ページの簡単なものであり、運営委員会(メンバー構成は現在と同じ)が設置された。

1987年、チェサピーク湾協定が改定され、2000年までに湾に流入する窒素、燐を40%削減する目標が設定された。また、連邦水質浄化法第117条により、チェサピーク湾プログラムが初めて位置づけられた。

その後、1992年に有害物質対策等の改訂が行われるとともに、1994年には連邦政府25省庁の高官による合意文書が署名され、連邦政府各省庁の様々な協力が具体的に定められた。

2000年6月28日、パートナーが集まり、新協定チェサピーク2000が署名された。この包括的な文書は、その後10年及びそれ以降の環境回復及び環境保全の道を定めるものである。また、ニューヨーク州知事、デラウェア州知事、ウェスト・バージニア州知事もチェサピーク2000に賛同し、覚書を締結した。

4. チェサピーク湾プログラムにおける連邦政府の役割

前述のとおり、チェサピーク湾プログラムは、連邦政府と関係州政府等が中心となって運営されている。連邦政府の役割は、水質浄化法第I編（調査及び関連プログラム）第117条（チェサピーク湾）に記載されている。同条項の概要は次のとおり。

<p>第117条 チェサピーク湾</p> <p>(a) 定義</p> <p>(b) チェサピーク湾プログラムの継続</p> <ul style="list-style-type: none">・環境保護庁長官は、運営委員会の一メンバーとして参画・協力し、プログラムを継続する。・チェサピーク湾プログラム事務所は、運営委員会を支援するため次の活動を行う。科学、調査、モデリング、モニタリング等の実施及び調整。出版や情報提供。パートナーである州政府・地方政府による行動計画の作成・実施の支援。連邦政府各省庁間の調整。情報公開、学習などの普及啓発の実施。 <p>(c) 関係省庁との協定</p> <p>(d) 技術的支援及び支援補助金</p> <p>連邦政府はNPO、州政府、地方政府、大学、複数州による機関に補助金を出すことができる。補助率は別途定められるが、小規模の流域補助金事業では最大75%。</p> <p>(e) 実行とモニタリング補助金</p> <p>管轄機関が実施するモニタリング等の事業には最大50%補助を行う。</p> <p>(f) 連邦政府の施設と予算調整</p> <ul style="list-style-type: none">・流域内に施設を設置する連邦政府各省庁は、流域全体及びサブ流域の計画策定及び回復プログラムに参画する。そして協定を遵守する。・連邦予算の策定に際し、関係省庁はチェサピーク湾関連事業分を大統領に報告する。 <p>(g) チェサピーク湾プログラム</p> <ul style="list-style-type: none">・環境保護庁長官は、運営委員会の他のメンバーと調整し、管理計画が窒素・燐の目標達成等に向けて策定され、実行されることを確保する。 <p>(h) チェサピーク湾プログラムの研究</p>

・環境保護庁長官は、運営委員会の他のメンバーと調整し、生態系の現状評価、過去の状態との比較、管理戦略の有効性評価、管理の改善方策の提案等の研究を行い、その結果をとりまとめた報告書を連邦議会に提出する。

(i) 生物資源の反応に関する特別研究

(j) 歳出の権限

チェサピーク湾プログラムでは、各パートナーがそれぞれ出来ることに取組むため、その全体の経費は、これまで何度か調査を行うことによって把握されてきた。大雑把な負担割合は、回復・保全活動の約3/4が州政府、残り1/4程度が連邦政府の負担である。1995年から2004年までの10年間で、37億ドル(3,700億円)が使われたが、そのうち州政府等(メリーランド州、バージニア州、ペンシルバニア州、ワシントンDC)が27億ドル、連邦政府(11省庁の合計)が9.72億ドルであった。なお、チェサピーク湾プログラム事務所の運営費は毎年約2,000万ドル(約20億円)である。

5. おわりに

チェサピーク湾の環境ガバナンスの特徴として、連邦政府の各省が法律に基づいてパートナーシップ活動に積極的に参画していることがあげられる。なお、連邦水質浄化法では、チェサピーク湾以外に五大湖、ロングアイランド湾なども同法第I編の「調査及び関連プログラム」の中で取り上げられている。

また、米国海洋大気庁(NOAA)の**国立河口研究保全組織(National Estuarine Research Reserve System)**というプログラムがあり、連邦沿岸域管理法第1461条に基づき、全米27箇所(チェサピーク湾も含まれている。)について長期モニタリング、教育などの活動が行われている。

科学をしっかりと位置づけた管理活動に取り組んでおり、統合沿岸管理(ICM)やエコシステム・アプローチを実践していることがよくわかる。

(2009年3月 国際エメックスセンター・神田泰宏)

<参考資料>

- ・チェサピーク湾プログラム <http://www.chesapeakebay.net/>
- ・連邦水質浄化法(全文) <http://epw.senate.gov/water.pdf>
- ・国立河口研究保全組織(NERRS) <http://www.nerrs.noaa.gov/>